



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

Press Release

報道関係者 各位

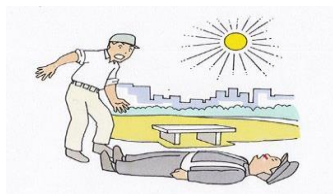
令和6年5月31日

栃木労働局 労働基準部 健康安全課

健康安全課長 幸田 和則

地方労働衛生専門官 富永 剛彦

(電話) 028-634-9117



令和5年の

## 「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表します

栃木労働局(局長 おくむらひでき 奥村英輝)は、令和5年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について取りまとめましたので、公表します。

栃木県内の具体的な事例(別添1)としては、「急に気分が悪くなった」、「意識を失って倒れてしまった」などがあり、原因として、水分・塩分をこまめに摂取していなかった、WBGT 値(暑さ指数)を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかったなどが考えられます。

栃木労働局では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)(別添2)を実施し、関係労働災害防止団体等にも協力を要請し、事業者がWBGT 値を把握(別添3)してそれに応じた適切な対策を講じることや、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な熱中症予防対策の周知・徹底を呼びかけることとしています。



### 県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況の概要

#### 1 令和5年の発生状況(詳細は別添1を参照)

休業4日以上<sup>1</sup>の熱中症による死傷者数は、平成10年の集計開始以降で過去最多(休業4日以上20人、うち死亡者数1人)となりました。

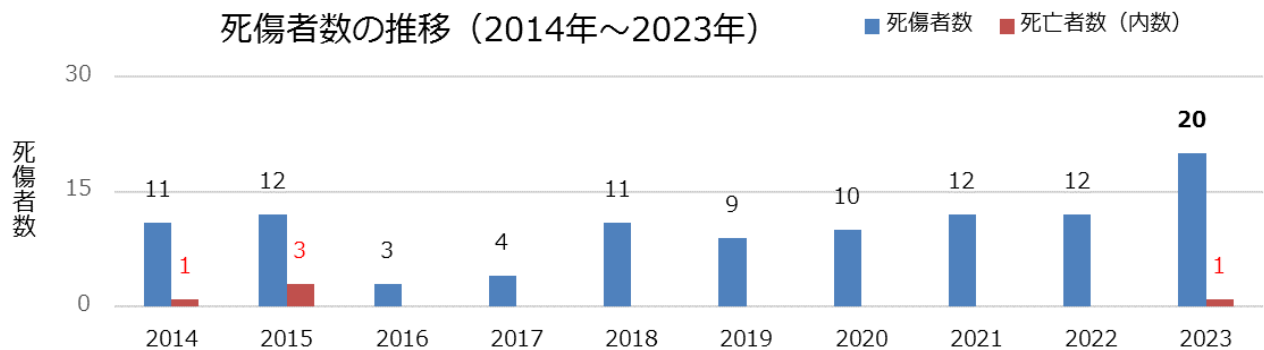
#### 2 過去10年間(2014年～2023年)の発生状況

過去10年間の死傷者数は104人で、8月に52人(50.0%)と最も多く発生し、次いで7月に31人(29.8%)となっています。業種別では、製造業が30人(28.8%)と最も多く、次いで建設業が17人(16.3%)、警備業が13人(12.5%)となっており、建設業などの屋外とともに、屋内でも製造業などの通風の悪い場所で発生しています。

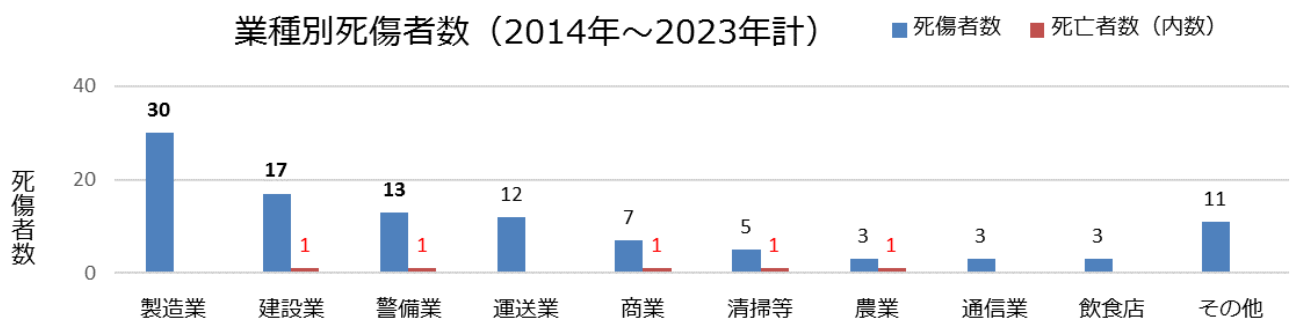
<参考>

## 1. 職場における熱中症による死傷者数

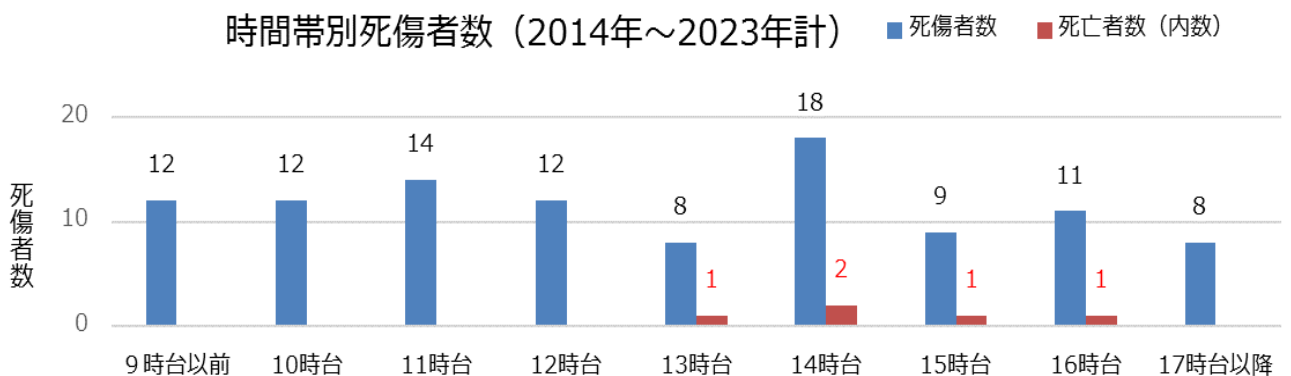
### (1) 死傷者数の推移



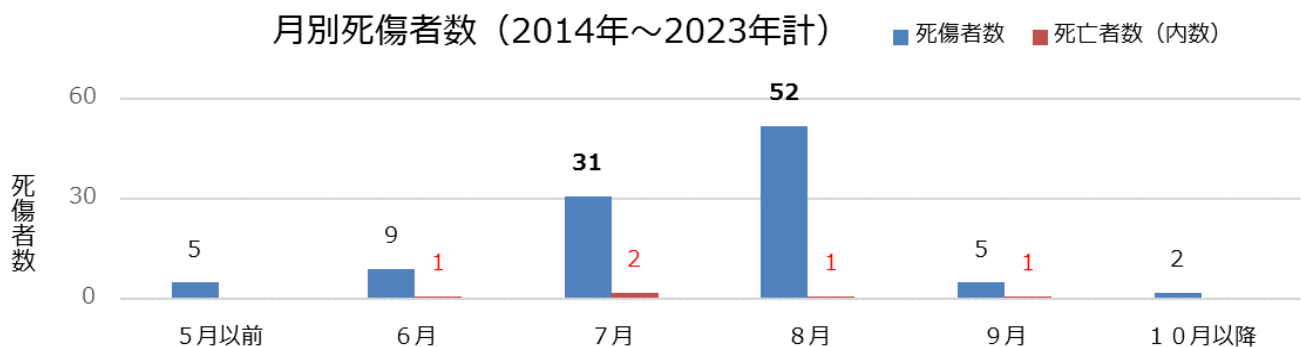
### (2) 業種別死傷者数



### (3) 時間帯別死傷者数



### (4) 月別死傷者数



## 2. 協力要請を行った関係労働災害防止団体等

- (1)一般社団法人栃木県労働基準協会連合会
- (2)一般社団法人宇都宮労働基準協会
- (3)一般社団法人足利労働基準協会
- (4)一般社団法人栃木労働基準協会
- (5)一般社団法人佐野労働基準協会
- (6)一般社団法人鹿沼労働基準協会
- (7)一般社団法人塩那労働基準協会
- (8)日光労働基準協会
- (9)一般社団法人真岡労働基準協会
- (10)建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- (11)陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部
- (12)林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部
- (13)一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 栃木支部
- (14)社団法人栃木県警備業協会
- (15)一般社団法人日本ボイラ協会 栃木県支部
- (16)公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所
- (17)公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 栃木県支部
- (18)栃木県クレーン建設業協同組合
- (19)公益社団法人日本作業環境測定協会 栃木分会
- (20)栃木県社会保険労務士会
- (21)一般社団法人栃木県経営者協会
- (22)栃木県商工会連合会
- (23)栃木県中小企業団体中央会
- (24)一般社団法人栃木県商工会議所連合会
- (25)栃木県住宅協会
- (26)栃木県農業協同組合中央会
- (27)一般社団法人栃木県舗装協会
- (28)栃木県砕石工業協同組合
- (29)栃木県THP推進協議会
- (30)栃木県塗装業組合
- (31)一般社団法人日本塗装工業会栃木県支部
- (32)栃木県新聞販売連合会
- (33)公益社団法人栃木県ビルメンテナンス協会
- (34)公益社団法人栃木県畜産協会
- (35)一般社団法人栃木県解体工事業協会

#### <添付資料>

- 別添1 令和5年 栃木県内の職場における熱中症労働災害発生状況
- 別添2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(令和5年度版)
- 別添3 暑さ指数(WBGT)の把握と評価による熱中症予防対策

## 令和5年 栃木県内の職場における熱中症労働災害発生状況

栃木労働局

番号	発生月	業種	災害の概要
	時間帯	事業場規模	
1	5月	クリーニング業	工場内でタオルの手たたみ作業中に、熱中症に伴う神経調節失神により倒れた際に左頭部を打撲した。
	11時～12時	100人～299人	
2	5月	道路貨物運送業	トラックの荷下ろし作業を4時間行い、休憩をした後にトラックに乗り込み移動しようとしたところ、体調が悪くなり、その後、意識がなくなった。
	14時～15時	30人～49人	
3	6月	食料品製造業	菓子を製造する工場内で通常の作業をしていたところ頭痛となった。
	16時～17時	50人～99人	
4	7月	小売業	店舗の奥にある調理作業場において作業をしていた被災者が意識消失の状態であっていた。救急搬送されたものの、搬送先の病院で約3時間半後に死亡した。
	14時～15時	1人～9人	
5	7月	建築工事業	建屋の解体工事における作業中に体調不良となった。
	14時～15時	1人～9人	
6	7月	その他の事業	車両整備工場において作業中に意識がなくなり転倒した。
	15時～16時	1人～9人	
7	7月	非鉄金属製造業	休憩所にて休憩中に急に意識を失った。なお、被災者は、発症直前2時間弱の間は水分補給をしていなかった。
	14時～15時	50人～99人	
8	7月	窯業土石製品製造業	工場内で型枠の組立て作業中に、意識を失い倒れた。
	10時～11時	10人～29人	
9	7月	家具装備品製造業	工場内で段ボールの組立て作業をしている最中に、突然意識を失った。
	14時～15時	50人～99人	
10	7月	卸売業	午前から屋外でフォークリフトの修理点検作業をしたところ、夕方から体調不良となった。翌日も体調が回復しないまま同様の作業を終日実施した。次の日の朝に発熱があり、通院したところ熱中症と診断された。
	7時～8時	10人～29人	

11	7月	警備業	道路改良工事現場にて交通誘導警備業務をしている最中に、意識を失って倒れた。
	12時～13時	10人～29人	
12	7月	食料品製造業	工場内の製造ラインでの作業中に体調不良となった。
	7時～8時	100人～299人	
13	8月	卸売業	エンジンをかけた乗用車に乗り、検査ラインの列に並んでいるときに、エアコンが熱風となり車内温度が上昇して意識を失った。
	14時～15時	10人～29人	
14	8月	化学工業	梱包のための箱作りをしているときに立ちくらみで気分が悪くなった。
	14時～15時	10人～29人	
15	8月	非鉄金属製造業	フィルター交換に係る作業をしている最中に気を失って倒れかけた。
	16時～17時	1,000人～1,499人	
16	8月	畜産業	屋外で搬送トラブル対応をしている最中に体調が悪くなり意識が朦朧となった。
	11時～12時	100人～299人	
17	8月	その他の事業	伐採作業におけるチェーンソーを使用した作業中に体調不良となった。
	10時～11時	30人～49人	
18	8月	道路貨物運送業	配送仕分け作業を終えて休憩に入ろうとしたところ、意識を失い転倒した。
	2時～3時	100人～299人	
19	9月	警備業	水道工事現場における車両交通誘導警備業務中に、体調が悪くなった。
	13時～14時	100人～299人	
20	9月	警備業	交通誘導警備業務中に気を失った。
	11時～12時	100人～299人	



## STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

キャンペーン  
実施要項

## 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）





# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

## 暑さ指数（WBGT）の把握と評価による熱中症予防対策

WBGT 値を把握し、把握した WBGT 値に衣類の組合せに応じた補正值（表 2）をプラスし、補正した WBGT 値が WBGT 基準値（表 1）を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした作業環境管理、作業管理及び健康管理に係る対策を徹底すること。

WBGT とは、Wet-Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）の略称。WBGT 値については、夏期に気象庁及び環境省により、全国各地の数値が公表されているが、実際の WBGT 値よりも低めの数値となっていることがあるため、日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計により、実測することが基本であり、特に、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。



表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安※ : 暑熱順化した作業者において、WBGT 基準値 ~ 1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。